

豊田浄水場始め6浄水場排水処理施設 整備・運営事業

基本協定書（素案）

（注）この基本協定書（素案）は入札参加希望者が正確かつ平等に内容を検討できるように、幅広く意見を求める目的で（素案）の段階で公表するものです。なお、本公表資料は議会における豊田浄水場始め6浄水場排水処理施設整備・運営事業にかかる予算の成立を条件としており、予算成立後に予定している入札公告の際に改めて公表します。

平成22年2月

愛知県企業庁

目 次

第1条（趣旨）	1
第2条（甲及び乙の義務）	1
第3条（特別目的会社の設立）	1
第4条（株式の譲渡等）	2
第5条（業務の委託、請負）	2
第6条（出資者保証書等）	2
第7条（準備行為）	3
第8条（設計、建設、運営・維持管理等の確認）	3
第9条（事業契約不調の場合における処理）	3
第10条（秘密保持）	3
第11条（本基本協定書の変更）	3
第12条（準拠法及び裁判管轄）	4

別紙1 出資者保証書

別紙2 出資者誓約書（様式1）

別紙3 出資者誓約書（様式2）

特に明示の無い限り、本基本協定書（案）において用いる用語の定義は、事業契約書（案）に定めるとおりとする。

豊田浄水場始め6浄水場排水処理施設整備・運営事業に関する基本協定書（案）

豊田浄水場始め6浄水場排水処理施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）に関し、愛知県企業庁（以下「甲」という。）と、[構成員名称]、[構成員名称]、及び[構成員名称]をその構成員とし、[構成員名称]をその代表者とする落札者（以下、これを「乙」と総称し、その構成員を「乙の構成員」と総称し、またその代表者を「乙の代表者」という。）との間で、以下のとおり、本事業に関する基本協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本基本協定では、甲が本事業に関し、乙を落札者として決定したことを確認し、甲と、乙の設立する本事業の遂行予定者（以下「特別目的会社」という。）との間で締結する脱水処理施設等の設計、工事監理、建設、運営・維持管理、天日乾燥床の脱水ケーキの排出、脱水ケーキの再生利用及び資金調達並びにこれらに付随する一切の事項に関する契約（以下「事業契約」という。）の締結に向けての、甲及び乙の義務を定めるとともに、その他本事業の円滑な実施に必要な諸手続を定める。

（甲及び乙の義務）

第2条 甲及び乙は、事業契約締結に向けて、双方協力の上、それぞれ誠実に対応しなくてはならない。

- 2 甲及び乙は、事業契約締結のための協議においては、事業契約書（案）を基本とした甲と特別目的会社との間における事業契約を可及的すみやかに締結するよう最大限の努力をするものとする。
- 3 甲及び乙は、本事業に関する協議を行うことを目的とした、甲及び特別目的会社により構成する関係者協議会を設置するために、当該関係者協議会の組織、構成メンバー、権限、運営等について定める覚書を平成 [] 年 [] 月 [] 日までに甲及び特別目的会社の間で締結するよう最大限の努力をするものとする。
- 4 乙は、特別目的会社が平成 [23] 年 [4] 月 [1] 日までに廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業許可（中間処理業）を取得するよう最大限の努力をするものとする。
- 5 乙は、入札説明書等及び乙が甲に提出した事業提案書を遵守するものとし、入札説明書等と事業提案書の間には齟齬があると甲が判断した場合は、事業提案書の内容が入札説明書等で示された水準以上の内容である場合を除き、入札説明書等の内容が優先するものとする。

（特別目的会社の設立）

第3条 乙は、本基本協定締結後、すみやかに、乙の構成員の株式出資により、特別目的会社を会社法（平成17年7月26日法律第86号）上の株式会社として設立し、かつ、

その商業登記簿謄本及び認証済み原始定款の原本証明付き写しを甲に提出するものとする。

- 2 乙の構成員は、事業提案書に基づき必ず特別目的会社に出資するものとし、かつ、特別目的会社への出資者は、乙の構成員に限られるものとする。乙の構成員は、乙の他の構成員をしてお互いにすみやかに出資の払込をなさしめるものとする。また、かかる株式出資後、事業契約に基づく事業期間中、増資又は本基本協定第4条1項に基づき株式が譲渡その他の処分をされる場合を除き、常に、特別目的会社の発行済株式のすべてが、乙の構成員によって保有されていなければならないものとし、かつ乙の構成員によって保有される株式のうち、乙の代表者の株式保有率が最も高いものとする。
- 3 乙は、乙の構成員をして特別目的会社の取締役及び監査役の選任後すみやかにこれを甲に報告させるものとする。かかる選任の後に取締役又は監査役が改選された場合についても、乙は、特別目的会社をして、すみやかに甲に商業登記簿謄本を提出させるものとする。

(株式の譲渡等)

第4条 乙の構成員は、事業契約に基づく事業期間が終了するまでの間、甲の書面による事前の承諾を得た場合を除くほか、保有する特別目的会社の株式の譲渡、担保権の設定又はその他の一切の処分を行わないものとする。ただし、甲は、かかる承諾を合理的理由なく拒絶、留保又は遅延しないものとする。

- 2 乙の構成員は、前項の甲の書面による事前の承諾を得て特別目的会社の株式に担保権を設定した場合には、担保権の主な内容及び条件をすみやかに甲に報告するものとする。

(業務の委託、請負)

第5条 特別目的会社による本事業の実施に関しては、脱水機棟の設計に係る業務を[名称]に、脱水設備等の設計に係る業務を[名称]に、脱水処理設備等の建設に係る業務を[名称]に、脱水処理施設等の運営・維持管理に係る業務を[名称]に、天日乾燥床の脱水ケーキの排出に係る業務を[名称]に、脱水ケーキの再生利用に係る業務を[名称]に、それぞれ委託し又は請け負わせるものとする。

- 2 乙は、前項に定める各業務を委託し又は請け負わせる者と特別目的会社との間で、特別目的会社が事業契約を締結した後、各業務につき本事業の遂行上合理的に必要なとされる時期までに、各業務に関する業務委託契約又は請負契約（若しくはこれに代わる覚書等）を締結せしめるものとし、また、その締結後すみやかに、当該契約書の写し等各業務を委託し又は請け負わせた事実及び請負・委託の内容を示す書面を、甲に提出しなくてはならない。
- 3 第1項により特別目的会社から各業務を受託し又は請け負った者は、受託し又は請け負った業務を誠実に実施しなければならない。

(出資者保証書等)

第6条 乙は、甲と特別目的会社との間の事業契約の締結と同日付けで、別紙1記載の様式及び内容の出資者保証書を甲に提出する。乙は、本基本協定第4条第1項の規定によ

り、甲の承諾を得て乙の構成員以外の者が特別目的会社の株式を保有することとなった場合、当該乙の構成員以外の者をして、別紙2記載の様式及び内容の出資者誓約書をすみやかに甲に提出せしめるものとする。

(準備行為)

第7条 乙は、事業契約締結前にも、自己の費用と責任において、運営・維持管理業務に必要な業務引継ぎを始めとして、本事業の実施に関し必要な準備行為（本基本協定第2条第3項に定める覚書を締結するために必要な準備行為、平成[23]年[4]月[1]日までに特別目的会社が廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業許可（中間処理業）を取得するために必要な準備行為を含む。）を行うことができ、甲は、必要かつ可能な範囲で、かかる行為に協力するものとする。

2 前項の乙の行った準備行為は、事業契約締結後においては、特別目的会社がすみやかにこれを引き継ぐものとする。

(設計、建設、運営・維持管理等の確認)

第8条 甲と乙は、事業契約締結までの間において、脱水処理施設等の設計、建設、運営・維持管理、天日乾燥床の脱水ケーキの排出、及び脱水ケーキの再生利用に係る各業務の仕様、その他契約、費用などの事項について協議し、確認を行うものとする。

(事業契約不調の場合における処理)

第9条 事由の如何を問わず、甲と特別目的会社との間で事業契約の締結に至らなかった場合、甲及び乙が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを、確認するものとする。

(秘密保持)

第10条 甲及び乙は、本基本協定に関する事項について知り得た情報につき、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく第三者（甲又は乙と本事業の遂行上関係のある弁護士、公認会計士、税理士その他のアドバイザー及び乙の本事業遂行上関係のある関連会社を除く。）に開示しないこと及び本基本協定の履行の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、本基本協定締結の前に既に自ら保有していた場合、本基本協定に関して知った後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得した場合、公知であった場合、本基本協定に関して知った後自らの責めによらずして公知になった場合、特別目的会社に開示する場合、裁判所により開示が命じられた場合、乙が本事業に関する資金調達を図るために合理的に必要なものとして開示する場合、及び甲が愛知県が定める情報公開条例その他の法令等に基づき開示する場合はこの限りではない。なお、甲が愛知県が定める情報公開条例その他の法令等に基づき開示する場合、甲は事前に開示内容等について乙に通知するものとする。

(本基本協定書の変更)

第11条 本基本協定は、甲及び乙の書面による合意によってのみ変更することができる。

(準拠法及び裁判管轄)

第12条 本基本協定は日本国の法令にしたがって解釈されるものとし、本基本協定に関する一切の紛争に関する裁判の第一審の専属管轄裁判所は名古屋地方裁判所とする。

(以下空白)

以上を証するため、本基本協定書を2通作成し、甲及び乙の構成員がそれぞれ記名押印の上、甲及び乙の代表者が各1通を保有する。

平成[]年[]月[]日

甲 住所 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
氏名 愛知県
代表者 愛知県公営企業管理者
企業庁長 山川 利治

乙 []グループ

(代表者)

住所 []

氏名 []

住所 []

氏名 []

住所 []

氏名 []

平成[]年[]月[]日

愛知県公営企業管理者
企業庁長 山川 利治 様

出 資 者 保 証 書

愛知県企業庁（以下「貴庁」という。）と[特別目的会社名]（以下「事業者」という。）の間において、平成[]年[]月[]付で締結された豊田浄水場始め6浄水場排水処理施設整備・運営事業事業契約（以下「本契約」という。）に関して、事業者の株主である[]、[]及び[]（以下「当社ら」という。）は、貴庁に対して下記の事項を連帯して誓約し、かつ、表明及び保証いたします。なお、特に明示の無い限り、本出資者保証書において用いられる用語の定義は、本契約に定めるとおりとします。

記

- 1 事業者が、平成[]年[]月[]日に、会社法（平成17年7月26日法律第86号）上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
- 2 本日時点における事業者の発行済株式総数は[]株であり、その全部を当社らが保有し、そのうち[]株は[会社名]が、[]株は[会社名]が、[]株は[会社名]がそれぞれ保有すること。
- 3 事業者が本事業の実施に必要な資金調達を行うことを目的として、融資機関に対して、当社らが保有する事業者の株式の譲渡、担保権等の設定その他の処分をする場合、事前に、その旨を貴庁に書面で通知し、かつ書面による承諾（ただし、かかる承諾は合理的理由なく拒絶、留保又は遅延されない。）を得ること。この場合、譲渡、担保権等の設定その他の処分に係る契約及び融資契約の主な内容及び条件を、契約締結後すみやかに貴庁に報告すること。
- 4 前項に規定する場合を除き、当社らは、本契約が終了する時まで事業者の株式を保有するものとし、貴庁の事前の書面による承諾（ただし、かかる承諾は合理的理由なく拒絶、留保又は遅延されない。）がある場合を除き、当該株式の譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行わないこと。また、当社らの一部の者に対して当社らが保有する事業者の株式の全部又は一部につき譲渡、担保権等の設定その他の処分をする場合においても、貴庁の事前の書面による承諾（ただし、かかる承諾は合理的理由なく拒絶、留保又は遅延されない。）を得て行うこと。

以上

(住所)
[会社名] (代表者)
代表取締役 印

別紙2「出資者誓約書」

平成 [] 年 [] 月 [] 日

愛知県公営企業管理者
企業庁長 山川 利治 様

出資者誓約書

愛知県企業庁（以下「貴庁」という。）と[]（以下「事業者」という。）との間において、平成[]年[]月[]日付で締結された豊田浄水場始め6浄水場排水処理施設整備・運営事業事業契約（以下「本契約」という。）に関して、当社は、貴庁に対して下記の事項を誓約し、かつ、表明及び保証いたします。なお、特に明示のない限り、本誓約書において用いられる用語の定義は、本契約に定めるとおりとします。

記

- 1 本日時点において、当社が保有する事業者の株式の総数は、[]株であること。
- 2 当社は、本契約が終了する時まで事業者の株式を保有するものとし、貴庁の事前の書面による承諾（ただし、かかる承諾は合理的理由なく拒絶、留保又は遅延されない。）がある場合を除き、当該株式の譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行わないこと。貴庁の承諾を得て、当社が保有する事業者の株式の譲渡、担保権等設定その他の処分をする場合、当該処分にかかる契約の締結後すみやかに、当該契約の主な内容及び条件を、貴庁に報告すること。
- 3 当社が保有する事業者の株式を譲渡する場合、譲渡した後すみやかに、譲受人から本誓約書と同じ様式の誓約書を徴収し、貴庁に提出すること。

(住所)
[会社名]（代表者）
代表取締役 印